

消費税率10%へ引上げ後の住宅取得にメリットがでる支援策を用意!

消費税率10%への引上げに伴う 4つの支援策

支援策	消費税率8%の場合	消費税率10%の場合	対象期間
① すまい給付金が 最大50万円に	最大30万円 収入額の目安510万円以下	最大50万円 収入額の目安775万円以下	2021年12月末 までに引渡・入居 消費税率の引き上げによる住宅取得者の負担を緩和する制度
② 新たなポイント制度創設 次世代住宅ポイント	0万ポイント	新築 最大35万ポイント リフォーム 最大30万ポイント	2020年3月末 までにご契約・着工 (予算の執行状況次第) 一定の省エネ性、耐震性、バリアフリー性能を満たす住宅や家事負担の軽減に資する住宅に対し商品と交換可能なポイントを付与
③ 住宅ローン減税の 控除期間が 3年延長 (一般的な性能の住宅)	10年^{※1} 最大400万円 (最高40万円×10年間)	10年+3年^{※2} 最大400万円+2%分増 (最高40万円×13年間)	2020年12月末 までに入居 住宅購入や増改築に伴い住宅ローンを組んだ際、ローン残高の一部を所得税から税額控除(還付)する仕組み
④ 贈与税非課税枠は 最大3,000万円 に拡大	最大1,200万円 質の高い住宅	最大3,000万円 質の高い住宅	2020年3月末 までにご契約 父母や祖父母等の直系尊属から、住宅取得資金の贈与を受けて住宅を取得した場合に贈与税が非課税となる制度

※1. ローンの年末残高×1% ※2. 2%または最大40万円(年末残高の1%)のいずれか小さい額 ※住宅ローン減税と他の制度を併用する場合、交付額や受贈額を住宅の取得価額等から差し引く必要がある場合があります。

家族構成

ご主人様(33歳)+奥様(32歳)+お子様(3歳)

資金計画

土地価格……1,000万円

建物価格……1,500万円

(消費税8%の場合:1,620万円)

(消費税10%の場合:1,650万円)

諸経費……………200万円

合計

消費税8%

2,820万円

消費税10%

2,850万円

ご主人年収 400万円/奥様 専業主婦

自己資金

0万円

住宅ローン借入

2,820万円(8%)
2,850万円(10%)

金利

0.6%
3年固定
35年返済

	8%の場合	10%の場合	差額
消費税	120万円	150万円	▲30万円
すまい給付金	30万円	50万円	20万円
次世代住宅ポイント	0	30万ポイント	30万ポイント
住宅ローン控除	2,259,471円	2,585,342円	325,871円
差額合計	225,871円+30万ポイント		